

マンション管理状況届出制度の実施について

1 概要

本年4月より、都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が全面施行されることに伴い、管理状況届出制度が実施される。なお、本制度については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第29号）」により、区において処理を行う。

2 届出対象マンション

- (1) 区分所有法改正（昭和58年12月31日）以前に新築された分譲マンションのうち、居住の用に供する部分が6以上のもの
= **本区該当数：691棟**（全体数2,000棟：都見込み）
- (2) 区が管理不全の兆候があると認めるマンション
- (3) 任意のマンション

3 届出事項

- (1) 管理組合の有無
- (2) 管理者等の有無
- (3) 管理規約の有無
- (4) 年1回以上の総会開催の有無、総会議事録の有無
- (5) 管理費の有無
- (6) 修繕積立金の有無、1㎡当たりの月額
- (7) 修繕の計画的な実施の有無、直近の実施年

4 事務の流れ

裏面図を参照

5 周知方法

- (1) 本年2月の区主催セミナーにて、本制度をテーマとする講演を実施
- (2) 広報東京都2月号及び3月号に掲載、届出対象マンションへDM
- (3) 区報3/10号及び区HPに掲載、区施設にてちらし配布、区設掲示板にポスター掲示

6 今後のスケジュール

令和2年2月 制度周知
3月 制度周知、届出用紙発送
4月 制度開始

(事務の流れ)

